

改正

平成20年6月30日告示第152号

平成22年1月14日告示第9号

平成27年4月22日告示第99号

吉川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条及び吉川市国民健康保険に関する規則（昭和61年吉川町規則第15号。以下「規則」という。）第13条から第15条までに定めがあるもののほか、市が行う一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。）の減額及び免除（以下「減免」という。）並びに徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収入月額 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年発社第123号厚生事務次官通知）第7及び生活保護法による保護の実施要領（昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知別添）第7により認定された収入の月額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章に規定する基準生活費をいう。

(減免)

第3条 法第44条第1項第1号の規定による一部負担金の減額は、行わない。

2 法第44条第1項第2号の規定により、次に掲げる要件を満たす世帯に属する者の一部負担金を免除する。

- (1) 当該世帯に保有されている資産のすべてが、生活又は営業上の必需財産であること。
- (2) 当該世帯員のうち労働能力を有する者は、すべて働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (3) 当該世帯の収入月額が基準生活費に100分の130を乗じて得た額（以下「免除基準生活費」という。）以下であること。

3 一部負担金の免除は、同一の保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）

で受けた同一の疾病又は負傷に対する医療の費用に係る療養の給付と併せて行うものとし、規則第14条の規定による国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（以下「申請書」という。）の提出があった日の属する月から起算した12月につき6月を限度として行うものとする。

（徴収猶予）

第4条 法第44条第1項第3号の規定により、次に掲げる要件を満たす世帯に属する者の一部負担金の徴収を猶予する。

（1） 前条第2項第1号及び第2号に該当すること。

（2） 当該世帯の収入月額が免除基準生活費を超え、当該世帯に属する被保険者の疾病又は負傷の療養見込期間における収入見込額が当該期間の免除基準生活費と一部負担金所要見込額との合算額に満たないこと。

2 一部負担金の徴収猶予は、申請書の提出があった日の属する月から起算して3月までの期間内に同一の保険医療機関等で行われる同一の疾病又は負傷に対する医療の費用に係る一部負担金所要見込額の全部又は一部につき、申請書の提出があった日の属する月の翌月から6月までの期間内に当該一部負担金所要見込額の全部又は一部を納付することが可能であると認められる場合に限りに行うものとする。

3 一部負担金の徴収猶予の額及び期間は、第1項に定める要件に該当する者の実状に応じて当該者との協議の上、市長が定めるものとする。

（申請）

第5条 規則第14条の規定により申請書を提出する者は、申請書に第3条第2項又は前条第1項及び第2項に定める要件に該当することを証明できる書類（以下「証明書類」という。）を添えるものとする。

2 証明書類は、次に掲げるものとする。

（1） 世帯の構成員の氏名、生年月日及び世帯主との続柄を示す書類

（2） 市民税又は給与の状況を証明できる書類

（3） 医療機関の発行する医療費見込みを証明できる書類

（4） 預貯金、借入金及び資産の状況を確認できる書類

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（審査）

第6条 市長は、申請書及び証明書類を受けたときは、その内容が真実と相違ないかどうかを調査するものとする。

2 市長は、申請書及び証明書類を受けた場合において、申請書に記載の不備があり、又は証明書類が添付されていないときは、相当の期間を定めて当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に補正を求めるものとする。この場合において、申請者が補正に応じないときは、当該申請により求められた一部負担金の減免又は徴収猶予を拒否するものとする。

3 市長は、第1項の規定による調査において、当該申請者及び申請者の属する世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項本文に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）の適用について連絡及び調整を行うものとする。

(1) 明らかに生活保護法第11条第1項第4号の医療扶助（以下「医療扶助」をいう。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第3号の医療支援給付（以下「医療支援給付」という。）の適用を受けることができると認められるとき。

(2) 当該申請に係る疾病又は負傷に対して行われる医療の期間があらかじめ3月以上にわたるものと見込まれ、かつ、明らかに医療扶助又は医療支援給付の適用を受けることができると認められるとき。

(証明書の提出)

第7条 規則第15条第2項の規定により国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（以下この条において「証明書」という。）の交付を受けた者は、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、偽りの申請その他の不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がいるときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免を取り消したときは、当該取り消した者について

保険医療機関等に減免を取消した旨及び取消しの年月日を通知するとともに、当該取り消した者から減免によりその支払いを免れた一部負担金の額を徴収するものとする。

(徴収猶予の取消し等)

第9条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、又はこれを一度に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収の猶予を取り消し、又は一度に徴収したときは、当該取り消し、又は一度に徴収した者について保険医療機関等に徴収の猶予を取り消し、又は一度に徴収した旨及びその年月日を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第152号抄)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の次に掲げる規定は、平成20年4月1日から適用する。

(1)から(6)まで 略

(7) 吉川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱い要綱第4条第2項

附 則 (平成22年告示第9号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第99号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。